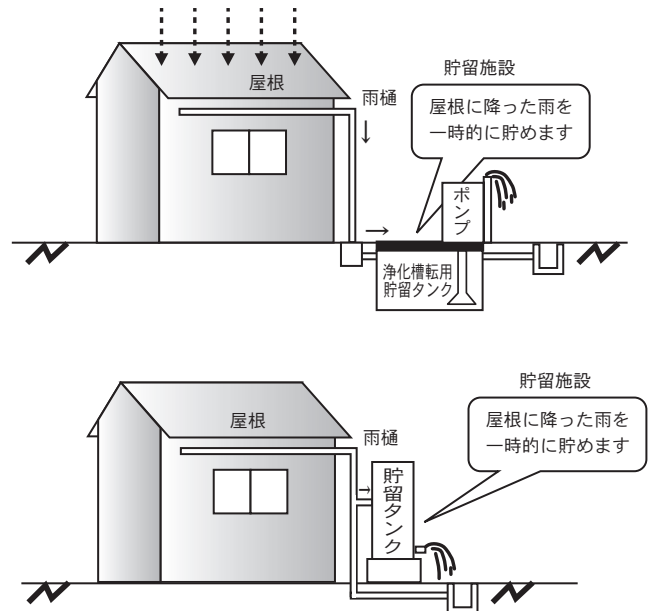


雨水貯留施設整備助成制度のご案内

雨水貯留施設は、宅地に降る雨をタンクなどに貯留し、ゲリラ豪雨などの大雨が河川や排水路に短時間に流れ出ることによる浸水被害などの災害を軽減します。また、貯留水を庭木への散水や洗車などに使用することで水道水の使用量を節約したり、不用となった浄化槽を再利用することでゴミの発生を少なくして環境保全に役立ちます。さらには、突然の災害などの非常時に防火用水、生活用水として活用することもできます。

この制度を利用する場合は、施設の設置または購入前に市への申請が必要です。

- ◆**対象者** 市内に建築物を所有および占有（所有者の同意を得た方に限る）している個人、または事業所を有する法人で貯留施設を設置する方
- ◆**補助施設** 不用となった既設浄化槽を転用、または新たに市販の雨水貯留施設を設置する事業
- ◆**補助金額**
 - ▷ 不用浄化槽転用＝転用工事などに要した経費の2分の1以内（限度額6万円）
 - ▷ 市販雨水貯留槽＝材料費、工事費、諸経費で、容量100ℓ以上200ℓ未満は2万円。容量200ℓ以上は2万5,000円（ただし、自己による設置手間の工事費、諸経費を除く）
- ◆**照会先** 土木課 ☎23-7336



国民年金からのお知らせ

平成21年分「公的年金等の源泉徴収票」の交付

厚生年金および国民年金の老齢年金を受給されている皆さんに、1年間の年金の支払総額、社会保険料の金額（介護保険料、国民健康保険料または長寿医療保険料、住民税）、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月31日までに送付されます。

※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

確定申告

年金のみの所得の方は、原則として確定申告をする必要がありませんが、2つ以上の年金の支払者に「扶養親族等申告書」を提出している方や、年金以外に給与などの所得がある方などは確定申告を行わなければなりません。

また、確定申告をする必要がない方でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収税額を納め過ぎとなっている場合は、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類の1つとしてこの源泉徴収票が必要となります。

源泉徴収票の再交付

「公的年金の源泉徴収票」の再交付は「ねんきんダイヤル」、美濃加茂年金事務所で行いますので、早めに手続きをしてください。年金を受給されている本人またはその配偶者の方は、電話による再交付の申し込みができます。

※お問い合わせの際は、年金証書の

基礎年金番号、年金コードをご用意ください。

平成21年中に亡くなられた方の「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、再交付の申請と同様に発行手続きをしてください。

未支給請求者の方は、電話による交付の申し込みができます。

※平成21年中に亡くなられた方の源泉徴収票の交付には1カ月程度かかります。

◆照会先

ねんきんダイヤル

☎0570・051165

美濃加茂年金事務所

☎0574・8181

国保年金課年金係

☎6724・6725

国民健康保険からのお知らせ

平成21年分「国民健康保険税納付済額通知書」の送付

平成21年1月～12月に国民健康保険税の納付があった世帯に、確定申告用として「国民健康保険税納付済額通知書」を1月中旬に世帯主あてに送付します。

なお、特別徴収（年金からの天引き）のある方は、厚生労働省年金局から送付される「公的年金等の源泉徴収票」で金額を確認し、合計して申告してください。

◆照会先 国保年金課国保係

☎23-7701・23-6716・23-6719